神戸女子大学・神戸女子短期大学障がい学生支援規程

（目的）

第１条　この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、「神戸女子大学及び神戸女子短期大学における障がい学生支援に関する基本方針」に則り、障がいのある学生への支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、「障がいのある学生」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、発達障害、精神障害、その他の心身の機能の障害等があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生（以下「障がい学生」という。）をいう。

（責務）

第３条　学長は、障がい学生が修学における不利益を受けぬよう配慮するとともに、全学的な障がい学生への支援方策を推進する責務を有する。

２　各学部長及び各研究科長は、学長の命を受け、当該学部及び研究科に所属する障がい学生が修学における不利益を受けぬよう、学生支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が定めた具体的な支援方策等を講ずる責務を有する。

３　教職員は、障がい学生が修学等における不利益を受けぬよう配慮するとともに、運営委員会が定めた具体的支援方策の実施及び合理的配慮の提供に努める。

（支援の申し出）

第４条　障がい学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援、または就労に係る支援等を申し出ることができる。

２　支援の申し出は、学生支援センター事務室（以下「センター事務室」という。）が受理し、学生の教育的ニーズ及び修学意思に関する十分な聴取を行う。

３　センター事務室は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズ及び修学意思を十分尊重した上で、運営委員会の定める方針に基づき、関係各部局と協議し、個別の支援計画を作成する。

（合意の形成）

第５条　センター事務室は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意形成に努める。

（支援の実施）

第６条　具体的支援は、障がい学生が所属する学部・学科及び研究科が、主たる責任をもって実施する。

第７条　運営委員会は、具体的支援が円滑に行われるよう、関係部局間の調整を行う。

第８条　センター事務室は、具体的支援の実施にあたって、関係部局間の連絡、調整及び学外機関との連携等を行う。

第９条　センター事務室は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障がい学生及び支援教職員からの相談に適切に応じ、具体的支援の課題の解決に努める。

（秘密保持義務）

第10条　障がい学生支援に従事する教職員又は具体的支援に係る事務に従事していた教職員は、正当な理由がなく、障がい学生及び障がい学生支援に関して知り得た情報を漏洩してはならない。

（改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、運営委員会の議を経て学長が決定する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 10 月 17 日から施行する。